

あけまして

おめでとうございます



町のうごき

人口男 4,404

女 4,533

計 8,937

世帯数 2,005

出生 13

死亡 9

転入 21

転出 9

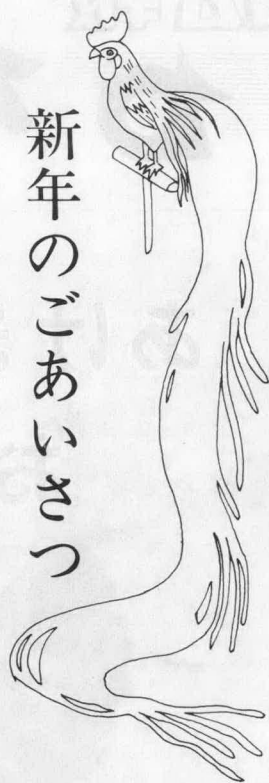
56. 1. 1現在

今年 は トリ 年

ニワトリと人間とのつき合いはきわめて古く、インドでは紀元前1700年ごろにはすでに家畜化され、その後各地に広まったといわれていますが、日本には中国、朝鮮半島を経て伝わり、有名な天の岩戸の神話にニワトリが登場していることはよく知られています。

天照大神が、岩戸に立てこもった時、ほかの神がみが困って常世の長鳴鳥を鳴かせたりして、天照大神を岩戸から出そうとした話がそれです。

それにしてもニワトリは、昔は暁を告げる霊鳥として宗教的に用いられ、また、ヨーロッパやアジア各地では闘鶏として娯楽用に飼われていたことが多く、どちらかというところオンドリが主役でした。もちろん、肉や卵も食べられていたようですが……ところが今では、多くの人にとって卵が朝食に欠かせないものになり、メンドリ主役の時代になりました。とくに日本では、このところ卵とトリ肉が物価の優等生として歓迎されています。そのわりには、ニワトリは「集団生活」を強いられているようになってしまっ、今はニワにニワトリの姿を見ることはまれになりました。ともあれ、よい年でありますように。



# 新年のごあいさつ

## 町長 山下 孫一



町民のみなさん、明けましておめでとうございませう。昭和五十六年の新春を迎えるにあたり、みなさんのご健康とご多幸を心からお祈りいたします。

日頃町民のみなさんには、町政各般にわたって、格別のご支援ご協力を賜り誠に有難く厚く御礼を申し上げます。さて、昨年四月、町民のみなさんのご信任をいただき、再び町長に就任し八十年代初頭の多難な町政を担当いたしました。以来早や十か月を経ましたが、ここに新しい年を迎え、あらためてその責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

昨年、地方の時代、文化の時代として八十年代の幕明けの年でありましたが、依然として打ち続く不況と国の財政再建問題が解決されないままに推移したために町財政や町民生活は極めて強い圧迫を

雑、多様化の傾向にあります。このような状況の中で迎えた今年ですが諸状況の好転は望めそうもなく、極めて苦しい年になるうかと存じます。しかし、わたしは、心のふれあう豊かな町づくりを基調として、町民一人ひとりが生きがいと希望もてる年であるように努力いたしたいと心を新たにしている次第です。

まず、道路整備では、昭和五十五年度から継続の町道小萩線の改良工事をはじめ、昭和五十六年度から町道川南線などの町道の改良舗装についても生活道路として計画どおり進めてまいりたいと存じます。

これは農林漁業用揮発油賦税源身替農道事業（農免道路）として施行されているもので、地域農林業の振興に多大の効果をもたらすものと信じます。各関係の方々の一層の御理解と御協力をお願いいたします。また、南勢町から明和町に至る大規模農道工事については本年から円座、大野木間の宮川架橋工事にかかる予定ですが、関係市町村とともに早期完成を関係機関に働きかけたかと存じます。

林業の基盤整備をはかるため、昭和五十四年度から四か年計画で進めている第二次林業構造改善事業では、すでに林道注連指線、栗ノ木俣線、西山線の開設を進めてきました。さらに本年度は西山線、白倉線のほか基幹作業道の開設も進めてまいりたいと存じます。また、昭和五十六年度から県営事業として「広域基幹林道麻加江小萩線」の開

により、米の生産調整にご協力を願っておりますが、昭和五十六年度の転作面積は、七十九・四ヘクタールの配分があり、昭和五十五年両積に二十二ヘクタールの上積みとなりますので、これまで以上のご協力をお願い申し上げます。

最近、糸地区からご要望のあります農業基盤の整備については、中川、一之瀬、小川郷地区に第三期山村振興農林漁業対策事業を導入して、昭和五十六年度から五か年計画で、ほ場整備を軸とした生産基盤整備事業や農業経営近代化施設整備事業などを推進し、内城田地区については農村基盤総合整備事業を昭和五十六年度から導入して、生産

障害者とは、病気あるいは事故などのために身体的・精神的な機能が損なわれ、自分自身では通常の個人生活や社会生活を完全に、または部分

さらに心を配り、特に長原保育所の改築により幼児保育の向上をはかりたい。——以上は町政執行の主軸として、ことごとくありましたが、町の総合計画目的である「明るく、住みよい、生きがいのある町づくり」のため、一層努力する所存であります。これらの諸事業を進めてまいりますには、町財政の厳しい時ですが、健全財政を確立しつつ総合計画に基づき、その緊急必要度を十分検討の上、町議会と一致協力して進めてまいりたいと存じます。

何卒皆様のご指導とご協力をお願いいたしますとともに、町勢発展と町民各位のご多幸を祈念してごあいさついたします。



### 昭和56年国際障害者年

「障害をもつ人の社会への完全参加と平等」

——といっても言い過ぎではありません。障害者問題は、単に障害をもつ人だけでなく、わたしたち一人ひとりが自分自身の問題として理解し、

うけ、地方財政の危機的様相がさらに深刻化の一途をたどる中で、越年いたしました。

一方、町民の皆様への町政に対する要望は、ますます高まっております。その内容も、復

# 年頭のごあいさつ

議会議長 杉本光郎

皆様新年あけましておめでとうございます。一九八一年の年頭にあたり一言ご挨拶申し上げます。

さて、新しい年、昭和五十六年度に足を踏み入れる前に、去りし昭和五十五年度の度会町を振り返ってみたいと思

て着々と工事が進んでおります。環境整備の一環として進められ

ております簡易水道事業は、昭和三十六年度事業として計画されております。続いて町内に残る三校舎を十年余の年月と十数億かかるであろう大



を強力に進めてまいりたい。農林道については、茶屋広から下久具に至る三千七百メートル余に及ぶ大農道が四か年計画で進められていますが、本年で二年目を迎えました。

設工事が着工されますが、本町の森林資源の開発と部落連絡網をかねた林道の開設を促進したいと存じます。農業面では、農家のみなさんには水田利用再編対策事業

力とその充実発展のため一層努力したいと思っております。生活用水の根源である簡易水道事業は、着々と建設が進められ、東部簡易水道、中部簡易水道の完成に続いて南部

昨年正月は、ソ連のアフガニスタン進攻といういまわしいニュースの中で、新年を迎えたのでありますが、今年もまた世界の石油宝庫といわれるイラン、イラクの紛争が解決しないまま、そして一触即発の危機をはらんんでいるといわれるポーランド問題などのニュースの中で、一九八一年の新春を迎えることになりました。現在の政治経済構造は、世界のどこかで紛争が起されれば日本の経済に、そして直接わたしたちの家庭経済に影響をもたらすような状態となっております。どうか今年も世界が平和でありますように祈念いたします。

まず第一に度会町史の一頁に何時までも残るであろうと思われる大事業のひとつである度会町と大台町を結ぶ田口大橋が、七年の歳月と約八億五千五百万円の巨費を投じて昨年完成し、去る七月末日渡橋式が挙行されたことである。また、老朽いたしました長原保育所の改築工事が着工され、近く完成されようとい

た。そして中央では、長年待望いたしました中央公民館が小規模ながら新しい構造で見事完成し、人的陣容も整備されて活動を開始しました。また一之瀬地区では、町道小萩線が地方改善施設整備事業とし

このように皆様のご協力により、健全財政を堅持しながら、わたしたちの町は堅実な歩みが続いております。明けて昭和五十六年度は、政府においては、財政立て直しの第一年といわれておりますが、本町におきましては、小学校改築の第一年度を迎えることと相成りました。老朽校舎の小川郷小学校の改築が、

的に行えない人はいいます。わが国には、大きく分けて身体障害者約二百十万人、精神障害者約四十万人、精神障害者約百万人——合せて約三百五十万人以上の障害者がいると推定されています。

また、平均寿命が延び、高齢化社会が進むにつれて脳卒中の後遺症などによる障害者が増えるとともに、交通事故や労働災害などによる障害者が年々増加する傾向にあります。

わたしたちの誰もが障害者になる可能性をもっている

## 国際障害者年 「五つの目的」

- ① 障害をもつ人が、身体的にも精神的にも社会に適應することができるよう援助すること。
- ② 障害をもつ人に、援助、訓練、医療及び指導を行うことにより、適切な仕事につき、社会生活に十分参加することができるように加すること。
- ③ 障害をもつ人が社会生活に實際に参加できるように、公共建築物や交通機関を利用しやすくすること。
- ④ 障害をもつ人の経済活動や社会活動などへの参加の促進について広くPRすること。
- ⑤ 障害の発生の防止及びリハビリテーションのための対策を推進すること。

国際障害者年のシンボルマーク

2人の人間が連帯して手をとる形、平等の立場から支えあっている姿を表現しており、平等・希望・支援を表しています。周囲の葉は、国連の紋章の一部です。

# 第4回定例町議会

# 一般会計補正予算など18議案を可決

## 1億4,559万9千円追加

一般会計補正予算案などを審議する十二月定例町議会は、十二月十七日招集され、会期四日間で開催されました。町長から提出された予算関係五議案、条例関係八議案、その他五議案——合わせて十八議案について、質疑を行ない関係議案を各常任委員会に付託して審議し、西村、玉串、北川、岩本、細谷の各議員から一般質問が行われ、全議案慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

なお、議員提出議案の「専決処分事項の指定について」も可決されました。

このほか、議員提出による「同和对策事業特別措置法」期限延長に伴う附帯決議の早期実現に関する意見書や北方領土早期復帰実現に関する要望決議についても採択されました。

### 可決された議案

- ◆昭和五十五年、度会町一般会計補正予算(第二号)
  - 歳入歳出予算補正額一億四千五百五十九万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十七億六千九百三十三万二千円と定めまし
- ◆昭和五十五年、度会町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
  - 歳入歳出予算補正額三千七十七万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億九千八百五十二万一千円と定めまし
- ◆昭和五十五年、度会町簡易水道事業特別会計補正予算(第二号)
  - 歳入歳出予算補正額九千二百四十五万七千円を減額し、

- 三百二十万円の追加などです。
- ◆度会町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例
  - 各種監査の期日および通知等を実情に促すため、条文の整備をしたもの。
- ◆議会の議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
  - 町議会議員の報酬月額を十二月一日から改正するもの。
  - 議長十二万五千円(十二万円)、副議長十万円(九万六千円)、議員九万四千円(九万円)
- ◆町長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部を改正する条例
  - 町三役の給料月額を十二月一日から改正するもの。
  - ( )内は改正前
  - 町長四十五万八千円(四十三万八千円)、助役三十四万三千円(三十二万八千円)
  - 収入役三十二万六千円(三十一万二千円)
- ◆度会町職員給与と条例の一部を改正する条例
  - 人事院勧告に基づき、職員の給料および諸手当を四月一日から改正するもの。
- ◆度会町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
  - 教育長の給与を十二月一日から改正するもの。
  - ( )内は改正前
  - 教育長二十九万円(二十七

- 万円)
- ◆度会町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
  - 南部簡易水道新設に伴い、水道料金を制定し、十二月分から適用することとしたもの。
- ◆度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
  - 非常勤消防団員等にかかる各種補償年金の補償基礎額を改めたもの。
- ◆度会町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
  - 非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給額を引上げたもの。
- ◆昭和五十四年度 度会町歳入歳出決算の認定について
  - 昭和五十四年度の一般会計国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計の各歳入歳出決算および財産に関する調書について、それぞれ認定されたもの。
- ◆度会町農業共済事業運営協議会委員の委嘱につき同意を求めることについて
  - 農業共済事業運営協議会委員に次の方を委嘱するため議会の同意を求めたもの。(任期は三年)

- ▼一号委員(町議会代表)
    - 御村友春氏(南中村)
    - 西田建次氏(牧戸)
  - ▼二号委員(加入者代表)
    - 奥村 実氏(坂井)
- 新春恒例の度会郡五か町村連合消防出初式が一月十一日(日)、午前九時三十分から御蘭中学校グラウンドで、また、本町消防団出初式も一月三日(土)、午前九時から度会中学校グラウンドでそれぞれ行われ、席上、次の方々が表彰されました。(本町関係分)
- 度会郡五か町村消防出初式
    - 三重県消防協会会長表彰
    - 精勤章
      - 中山 繁 (分団長)
      - 西井 清 (班長)
    - 表彰徽章
      - 久保 隆生(団員)
      - 西岡 作美(団員)
      - 小林千代文(団員)
      - 若宮 主也(団員)
      - 山本 勝行(団員)
      - 岡村 紘幸(団員)
      - 山地 茂樹(団員)
      - 西田 雄吉(団員)
    - 感謝状
      - 北村 重夫(元団長)
  - 三重県消防協会南勢支会長表彰



広域消防  
出初式などの  
被表彰者

奥野丈夫氏(小川) 十二人、事業に要する経費  
 作野保人氏(小萩) 三百一十九千八百四十円、  
 門野知生氏(脇出) ◆伊勢志摩市町村税等滞納整  
 小林茂夫氏(栗原) 理組合規約の一部を改正する  
 規約  
 三号委員(学識経験者)  
 西村寿郎氏(大野木) 組合事務所の位置を伊勢市  
 前田任美氏(注連指) 岩瀬一丁目十二番十八号に変  
 大西賢一氏(柵橋) 更したも。

◆昭和五十五年水稲損害防止  
 事業の実施について  
 水稲共済の損害防止事業と  
 して、薬剤費補助を十アール  
 あたり八百円交付するもの。  
 対象面積 三万七千七百四  
 十八アール、対象者 九百五

◆教育委員会委員の任命につ  
 き同意を求めることについて  
 教育委員会委員に次の者を  
 任命することに同意したもの。  
 ▼度会町 鮎川六六二番地  
 藤原 信一郎氏(昭和十  
 年二月二十六日生)



▼度会町 堀之内 正幸氏(昭和七  
 年十一月十九日生)



# 一般会計・特別会計 補正予算の主な内容

▼一般会計補正予算(第二号)  
 歳入で主なものは、地方交  
 付税六千八百三十四万四千円、  
 公共土木施設災害復旧費国庫  
 負担金八百五十九万九千円、  
 農業機械広域調整促進事業や  
 林道災害、農業施設災害の復  
 旧事業の県補助金など五百四  
 十一万一千円、前年度繰越金  
 四千五百九十八万五千円、水  
 道事業に伴う町道復旧受託事  
 業収入一千九百六十八万二千  
 円がそれぞれ追加され、町債  
 で長原保育所建設事業債九百  
 万円減額、林業構造改善事業  
 債百十万円や過年発生、現年  
 発生災害復旧債四百六十万  
 円が追加されました。

歳出で主なものは、人事院  
 勧告に基づく給与改訂などに  
 伴う人件費関係予算が追加さ  
 れたほか、除籍等再製業務委  
 託料五百五十万円、農業機械  
 広域調整促進事業補助金五百  
 十八万円、団体営農道整備事  
 業借入金償還補助金一千四十  
 六万四千円、県単林道杉河内  
 線開設工事請負費四百五十五  
 万五千円、度会町図化委託料九  
 百二十四万円、道路台帳調査  
 作成委託料八百七十七万五千  
 円、道路舗装受託工事請負費  
 一千九百六十八万二千円、広  
 域消防負担金百四十一万七千  
 円、消火栓ボックス購入補助  
 金百十三万二千円、農業施設

等災害復旧工事請負費など百  
 七十九万五千円、公共土木施  
 設災害復旧工事請負費など一  
 千三百二十二万九千円、特別会  
 計繰出金四百三十九万六千円、  
 財政調整基金積立金四千五百  
 九十八万五千円がそれぞれ追  
 加され、町債利子償還金一千  
 八十五万三千円が減額されま  
 した。

▼国民健康保険特別会計補正  
 予算(第一号)  
 歳入は、現年度療養給付費  
 国庫負担金一千二百三十四万  
 七千円、財政調整交付金など  
 国庫補助金七百五十九万五千  
 円、前年度繰越金一千三十五  
 万六千円がそれぞれ追加され

※専決処分事項の指定につい  
 て(議員提出議案第三号)  
 町議会の議決を経て締結し  
 た次の工事請負契約について  
 変更契約を町長が専決処分す  
 ることができる範囲を定めた  
 もの。  
 (一)長原保育所新築工事  
 契約金額の割以内の変更  
 (二)地方改善施設整備事業  
 小萩線道路改良工事 契約  
 金額の割以内の変更  
 ※採 扱  
 ▼「同和对策事業特別措置法」

歳出では、人事院勧告に基づ  
 く給与改訂などに伴う人件費  
 関係予算の追加のほか、診療  
 報酬支払金二千五百四十二万  
 二千円、高額療養費支払金四  
 百六十三万三千円などが追加  
 されました。  
 ▼簡易水道事業特別会計補正  
 予算(第二号)  
 歳入は、南部簡易水道受益  
 者分担金五百四十万円追加、  
 西部簡易水道受益者分担金百  
 五十八万七千円減額、簡易水  
 道使用料百七十一万五千円追  
 加、南部・西部簡易水道施設  
 整備費国庫補助金三千九百五  
 十二万一千円減額、一般会計  
 繰入金四百七十七万五千円  
 前年度繰越金一千六百三万  
 八千円それぞれ追加、南部・  
 西部簡易水道施設整備事業債  
 七千七百三十万円、南部簡易  
 水道電々公社受託事業収入二

- 期限延長に伴う附帯決議の早  
 期実現に関する意見書提出に  
 ついて  
 ▼北方領土早期復帰実現に関  
 する要望決議について  
 ▼「第五次学級編制及び教職  
 員定数改善計画」「第四次高  
 等学校教職員定数改善計画」  
 の期間短縮、高校建設用地取  
 得費の国庫補助対象化に関す  
 る要望決議について  
 ▼公立学校の学級編制基準改  
 善および教職員定数増に関す  
 る要望決議について
- ▼永年勤続優良章
    - 高橋 幸雄(班長)
    - 山本 角夫(団員)
    - 岡出 耕一(団員)
    - 奥田 久昭(団員)
  - ▼優良章
    - 坂本 新一(班長)
    - 西野 一弘(団員)
    - 尾崎 晴記(団員)
    - 牧田 康和(団員)
    - 中西 辰夫(団員)
    - 登 美樹(団員)
    - 西村 隆(団員)
    - 森下 広美(団員)
    - 中世古吉洋(班長)
    - 北村多都一(班長)
    - 東出 章(団員)
    - 西村 久芳(団員)
    - 鈴木 一郎(団員)
    - 前田 晃弘(団員)
    - 上村富士夫(班長)
    - 奥田 貢(団員)
    - 東谷 博(団員)
    - 中村 順一(団員)
    - 福井 友明(団員)
    - 中谷 一重(団員)
    - 中井 宏和(団員)
    - 橋本 誠一(団員)
    - 北山 優(団員)
    - 岡村 喜生(団員)
    - 中西 敏昭(団員)
    - 井倉真佐生(団員)
  - ▼町長表彰
    - 永年勤続団員表彰(十年以上)
    - 森本 勝(班長)
    - 早川 昭弘(団員)
    - 西井 紀夫(団員)

## 度会町消防団出初式

# 百三十一人が 社会の門出

晴れて社会人の仲間入りを  
された成人を祝います。昭和  
五十六年の成人式が、一月十  
五日(木)午前十時から中央  
公民館で行われました。

今年の成人者は、昭和三十  
五年四月二日から昭和三十六  
年四月一日までに生まれた人  
で、昨年より十八名少ない百  
三十二名でした。

式は、穏やかな日和に恵ま  
れ成人者百十名をお迎えし  
て、町議会議員をはじめ教育  
委員や各種団体長の来賓の方  
々約四十名が出席して行われ  
ました。国歌斉唱のあと新成  
人に山下町長、杉本議長から  
「責任と自覚をもって立派な  
社会人になれるよう」励ま  
しのことばがあり、成人者全  
員に「記念アルバム」が贈ら  
れ、社会人としての新しい門  
出を祝いました。

## 成人おめでとう



## 上久具の渡しに 新しい木造船が就航



上久具地区と棚橋地区を結  
ぶ「町営の上久具渡し場」に  
このほど、新しい木造船がで  
きあがり就航しました。

この上久具の渡し場は、宮  
川右岸の上久具、田間地区か  
ら対岸の棚橋地区へ通学する  
児童や町民の方々の唯一の足  
として利用されていますが、  
現在の本造船は、十七年前に  
建造され老朽化していること  
や、児童らの安全のためから新  
しい船にしたものです。

就航した渡し船は、長さ八  
・五メートル、幅一・六メー  
トルの木造船で、志摩郡浜島  
町の業者に発注して、工費百  
八十万円で建造されました。

### 第2期の

### 転作面積七九・四haと決まる

### 水田面積の二割の転作にご協力を！

農林水産省は、第二期の水  
田利用再編対策として、昭和  
五十六年度から三か年間の水  
稲の転作面積を毎年度六十七  
万七千〇と決定し、三重県に  
は一万九百六十〇〇配分され、  
このほど県から各市町村に配  
分されました。

それによりますと、米の消  
費の減退と昨年の冷夏で減収  
したにもかかわらず、依然と  
して過乗基調にあり、国全体  
で六百五十万トンの繰越過乗  
米をかかえているため、昭和  
五十五年より十四万二千〇  
も多い六十七万七千〇の転作  
面積を決定したものです。こ  
の面積は、九州と四国、それ  
に中国地方の島根を除く全県  
の水田面積に匹敵するといわ  
れております。

本町に配分された第二期中  
の転作面積は、前年度より二  
十二〇多い「七十九・四〇」  
と決まりました。この面積は、  
農家のみなさん方の水田面積  
の約二十割に相当します。

このため農家のみなさんに  
は、第一期転作面積以上のご  
協力をお願いすることになり  
ますが、転作目標面積の達成  
に、なお一層ご尽力ください  
ますようお願いいたします。

### 区長さんの 交替

昭和五十六年一月一日から  
次の区長さんが交替されました。

小川	濱岡 勇	川上	植村 京平
小萩	作野 順一	柳	西井 仁平
市場	下村 重治	脇出	大釋 恭治
脇出	大釋 恭治	和井野	田畑 悟
南中村	山下 次男(再)		

### 度会町史申込みご案内

度会町史の編集が終了し、ただ今印刷中ですが、次によ  
り、各区長さんを通じて予約申し込みをお願いいたします  
ので、所定の申し込み用紙で早目に申し込んでください。

▼体裁・規格  
A五判、約一、〇〇〇頁  
表紙は布クロスで箱入り

▼申込期限  
昭和五十六年二月二十日

▼配本  
五月下旬、代金は現品と引  
換えにいただきます。

▼価格  
一冊 二、〇〇〇円

# 農用地が有効に

## 活用できます

### 農地関係三法 が成立・施行

「農地はあるが、働き手がない」、もつと耕作地を広げたいが土地はうまく借りられるだろうか——こんな悩みをお持ちの方はおられませんか。

遊んでいる農地を有効に生かし、やる気のある人が農地を十分活用できるように——、このほど農地関係の三つの法律が施行されました。

三つの法律とは、農用地利用増進法（昭和五十五年九月一日施行）、農地法改正法（同十月一日施行）、農業委員会改正法（同九月二十日施行）です。このうち、農用地利用増進法、農地法改正法を中心に、その要点を紹介しましょう。

### 農用地利用増進法

面倒な手続きなしで農地の貸し借り・売り買いができます

遊ばせている農地を貸せるものなら貸したい、場合によっては売ってもよいと思っている人、あるいは農地を借りるか、または買って経営規模を拡大したいと望んでいる人は、面倒な手続きをしなくても安心して貸し借り、または売り買いができるようになりました。双方の間に立って、納得の

貸し借り、売り買いができるのは、原則として市街化区域を除く市町村区域一円で、農地のほか農業用施設用地（畜舎、温室など）、農用地開発用地（いわゆる未墾地）、混牧林地なども含まれます。

### 市街化区域を除く 全農地等が対象

いくような利用条件、売買条件を定めるなど、交渉を代行してくれるのは、市町村や農業委員会です。

### 貸出し奨励金が 支払われます

農用地等を貸す場合、貸付料金とは別に、十アールあたり、契約期間が三年から五年であれば一万円、裏作などの期間貸出しなら五千円の奨励金が契約当初に交付されます。また、契約期間が六年以上の場合、奨励金は倍額になります。

### 契約期間満了時には 市町村や農業委員会 が責任をもつて返還

契約期間満了時には、離作料を要求されることなく返還されることになっており、市町村や農業委員会が責任をもつてあたります。また、再び貸し出す時も希望に添うよう世話をしてくれます。

### 集落等の団体単位で 自主的な土地改良事 業などが行えます

集落、大字など地区単位で相談しあつて作付地の集団化を図るための交換耕作や農地

の貸し借りをしたり、機械や施設の共同利用による効率的な農作業がこれまでより簡単にできるようになりました。また、団体単位で自主的な土地改良事業も行えることになりました。

### 農地を全部貸した人も 農協の正組合員の資格 をそのまま継続できます

自分の農地を全部貸した人も引き続き、農協の正組合員の資格を持てる道が開かれました。

### 農地法の改正

### 貸付料は飯米で もらえます

農地は貸しているが、自分で食べる米は現物で欲しいと希望する貸し手の要望にこたえて、貸付料をお金の代わりに米で、水田裏作の場合は、うまい返し（耕起、代かきして返す）で、受けとることができるようになりました。

### 十年間の貸し出しの 場合、まとめて貸付 料がもらえます

十年間の期間で農地を貸すと貸付料を十年分まとめてもらえます。

この事業は、都道府県の農地保有合理化法人が行っている。

### 農業生産法人の 要件が緩和

集団で大規模な農業を営むための農業生産法人の要件が緩和されました。これによって農地を持つていない農家の後継者なども、農地や未墾地を取得して農業経営ができるようになりました。

### 権利取得の許可などは 農業委員会で手続きで きます

在村者の農地法上の権利取得に関する許可や、市街化区域内にある農地の転用届け出の処理なども、ほとんど農業委員会が行うようになり、手続きがずっと簡単になりました。

### 所得税の確定申告は 二月十六日からです

昭和五十五年分の所得税の確定申告は、二月十六日から受付が始まります。

所得税は、個人が一年間に得た所得金額に応じてかかる税金で、次のような人は確定申告をしなければなりません。

▼事業をしている人、不動産収入のある人、土地や建物を売った人などで、昭和五十五年中の所得の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人。

▼サラリーマンの方で、給与の年収が一千万円を超える人  
二か所以上から給与を受けている人、給与以外の所得が二十万円を超える人。

なお、確定申告をしなくてもよいサラリーマンの方でも住宅を新築したり、新築の住宅を購入したとき、入院などで多額の医療費を支払ったときなどで控除が受けられる人は、確定申告をして税金の還付を受けることができます。この還付を受けるための

申告は、二月十六日以前でも受付けています。また、サラリーマンの方で給与以外の所得がなく、医療費控除などにより所得税の還付を受ける人のために、簡易な申告書が税務署にありますのでご利用ください。

所得税の確定申告期限は三月十六日ですが、期限間近になりますと税務署はたいへん混雑し、落ち着いて相談できなかったり、長い時間待っていたり、長い時間待っていたり、相談や申告はできるだけ早く済ませてください。

お知らせ版



昭和五十六年度

県政モニター募集

県の施策についての意見や要望などを聞いて県政の参考とするほか、県民と行政の話し合いの輪をひろげるため、昭和五十六年度の県政モニターを次のとおり募集しています。

▼募集人員 五十名

▼応募資格 二十歳以上で県内在住の日本国民。ただし、

国・地方公共団体の議員、常勤の公務員、行政相談委員、

国・県の委嘱する他のモニター、県政モニターを経験され

た方は応募できません。

▼モニターのごとく県政モニター会議への出席、自発的な意見・要望などの提出、アンケートに対する回答など。

▼モニターの任期 昭和五十六年四月から昭和五十七年三月までの一年間。

▼応募の方法 はがきの表面に、住所、氏名(ふりがな)、生年月日、自宅の電話番号を、裏面に職業、勤務先の名称(学生の場合は在籍学校と学部名)、電話番号、所属団体があればその名称、役職名、最終学校、各種モニター経験の有無(例○○年度○○モニター)、県政モニター応募の動機(百字程度)を書いて、〒

五一四、津市広明町十三番地三重県企画調整部広報外事課あて送付。

▼募集締切 昭和五十六年三月二十日(金)(当日消印有効)

▼選考 応募者のなかから地域別、市町村別、年代別、職種別、市町村別、年代別、職

最低賃金の改正 三重県下に適用される最低賃金は次のとおりです

Table with 4 columns: 最低賃金名, 金額 (日額), 時間給, 実施年月日. Lists various industries and their corresponding minimum wage rates and implementation dates.

二月から年金の

無料相談始まる

▽相談内容 年金に関するすべての相談および手続き
▽相談日 毎月第二第三木曜日
▽時間 午後一時から午後三時まで
▽相談員 三重県社会保険労務士会

戸籍の窓 おめでた おくやみ. A decorative section for household registration information, including names and ages of individuals.

〇十二月中に届出のもの
〇十二月中に届出のもの

Table listing names (氏名), surnames (姓), given names (名), and ages (年齢) for individuals whose household registration was updated in December.

でんでん

私製電話帳に

ご注意ください



新しい五〇音別電話帳をお届けしています。いつもこの頃になると、「〇〇電電広告」など電電公社とまぎらわしい名称を使って、私製電話帳を販売するため、振替用紙などで広告料金の振込みを請求する業者があります。

これらは、電電公社とはいっさい関係ありませんのでご注意ください。電電公社発行の電話帳広告料金は、毎月の電話料金とあわせてお支払い願っております。

(伊勢電報電話局) 〇五九六(四)四二一九